

第6回リニア中央新幹線静岡工区モニタリング会議

静岡県中央新幹線環境保全連絡会議 専門部会での対話状況

第18回地質構造・水資源部会専門部会	(令和6年12月17日)
第19回地質構造・水資源部会専門部会	(令和7年3月11日)
第15回生物多様性専門部会	(令和7年2月13日)

令和7年3月25日

静岡県

第18回地質構造・水資源部会専門部会での対話の内容

※赤字は本日説明する項目

1 【トンネル発生土編】ツバクロ発生土置き場

①ツバクロ発生土置き場に関する以下の点について、その影響を予測し、対応を検討する。【対話項目(4)】

- ・広域的な複合リスク(断層があることによる対岸斜面の深層崩壊の可能性)
- ・対岸の河岸侵食による斜面崩壊の発生リスク
- ・**ツバクロ発生土置き場の断層(推定)の影響**

② ①の結果を踏まえ、ツバクロ発生土置き場の立地を評価する。【対話項目(2)】

2 【水資源編】田代ダム取水抑制案【対話項目1(2)】

冬期に田代ダムの発電施設維持流量を確保できない場合における、JR東海と東京電力RPの協議結果を確認する。

3 【水資源編】山梨県内の先進坑の掘削計画【対話項目2(1)】

令和6年12月に一旦終了した高速長尺先進ボーリングの調査結果を踏まえた、山梨県内における今後の先進坑の計画を確認する。

4 他工区(岐阜県瑞浪市、東京都町田市)で発生した事象の南アルプストンネル工事への影響を確認する。

1 ツバクロ発生土置き場

対話項目(4) ツバクロ発生土置き場について、以下の点を踏まえた、影響の予測・評価及びその対応

対話項目(2) 全ての発生土置き場についての詳細な計画(立地、設計、モニタリング等)

【対話項目の背景】

○ 第17回地質構造・水資源部会専門部会意見(令和6年9月)

JR東海提示資料にツバクロ発生土置き場の直下に断層(推定)が示されたため、盛土を計画するならば、まず、この断層がどのような特性であるのかを把握し、その上で地震による影響を評価する必要がある。(委員意見)

【対話内容】

○ ツバクロ発生土置き場直下の断層について、県専門部会委員等による現地調査の結果を確認するとともに、当該結果を踏まえ、ツバクロに盛土を計画することを評価する。

【対話結果】

(対話項目(4) ⇒ 対話完了)

- 現地調査の結果、直下に断層はあるものの活断層ではないことを確認した。
- 活断層でないため、ツバクロ発生土置き場に盛土を計画すること(立地)は了解した。

(対話項目(2) ⇒ 対話継続)

- 今後、断層があることを踏まえ、設計等の詳細な計画について、対話を行う。

3 山梨県内の先進坑の掘削計画

対話項目2(1) リスク管理

- ・予測の不確実性を低減するため、調査結果(ボーリングや湧水の化学分析結果等)を踏まえたリスク評価の検証と見直し

【対話項目の背景】

○ 第16回地質構造・水資源部会専門部会意見(令和6年5月)

JR東海が今後実施する調査によって得られる結果についても、分析・考察を行った上で、その結果を分かりやすく説明し、必要に応じ、リスク評価の検証と見直しを行い、今後の計画に反映するようお願いする。

【対話内容】

- 高速長尺先進ボーリングが一旦終了することになった経緯やその要因、ボーリング結果を踏まえた、今後の先進坑の計画について、内容を確認する。

【対話結果】(対話項目2(1) ⇒ 対話継続)

- 先進ボーリングの地質や湧水量の状況から、今後、先進坑の掘削を進めることに異論はない。
- 先進坑が県境から山梨県側に300m地点に達するまでに、先進坑掘削に伴うリスク管理について専門部会で対話し、県と合意することを確認した。

第19回地質構造・水資源部会専門部会での対話の内容

※赤字は本日説明する項目

1 【水資源編】田代ダム取水抑制案

- ・実際の運用サイクルやオペレーションの詳細を確認する【対話項目1(1)】
- ・取水抑制できない状態が継続した場合の対応などのリスク管理を確認する。
【対話項目2(1)、2(2)】

2 【水資源編】トンネル湧水をポンプアップし、導水路トンネルから大井川に戻す方策

トンネル湧水をポンプアップし、導水路トンネルから大井川に戻す方策におけるリスク管理を確認する。【対話項目2(1)、2(3)】

3 【水資源編】山梨県側からの掘削に伴うリスク管理

県境から山梨県側に300m以内の区間の先進坑の掘削にあたってのリスク管理及び先進坑から県境を越えて実施する高速長尺先進ボーリングのリスク管理を確認する。
【対話項目2(1)】

4 【水資源編】モニタリング

「対話項目2(1)リスク管理」を踏まえた、具体的なモニタリング計画を確認する。
【対話項目3(1)】

1 田代ダム取水抑制案

対話項目2(1) リスク管理

- ・リスク管理の手法(リスクマトリクス、リスクマップを使用)

対話項目2(2) 田代ダム取水抑制案について

- ・取水抑制できない状態が継続する場合の対応
- ・突発湧水など不測の事態への対応(連絡・協議体制など)
- ・取水抑制するための水量が不足する不確実性への対応(渇水期を避けた施工の検討)

【対話項目の背景】

- 水資源の確保及び水質の保全等に関する意見書(県⇒JR東海)(令和元年6月)
リスクマトリクス、リスクマップのような可視化した管理手法を用いて、県民が工事のリスクと対策を容易に理解できるよう説明することが必要
- 田代ダム取水抑制案の実施案に対する地質構造・水資源専門部会意見(令和5年11月)
取水抑制できない状態が継続する場合の対応などについては、専門部会で対話すること。

【対話内容】

- 田代ダム取水抑制案のリスク管理(リスクマトリクス、リスクマップ、リスク管理フロー等)の内容を確認する。

【対話結果】

- リスクマトリクス、リスクマップにより、現在想定されるリスクと対応が整理され、可視化されたので、現段階では了解する。(対話項目2(1) ⇒ 対話完了)
※議題2, 3においても了解されたため、項目として対話完了
- 管理フローで、「取水抑制が一定期間できない場合、専門家に相談し、掘削中断などの対応を検討する」とした、「一定期間」をどのように考えるか、具体的に示されておらず、引き続き対話する。(対話項目2(2) ⇒ 対話継続)

4 モニタリング

対話項目3(1)

- ・対話項目2(1)を踏まえた、具体的なモニタリング計画(モニタリング項目、実施箇所、実施頻度、監視体制、公表時期、理解しやすいデータ公表の手法等)

【対話項目の背景】

○ 第7回地質構造・水資源専門部会(委員意見)(令和4年4月)

流域市町の地域住民が重要視するリスクとモニタリング対応の関係を、工事前、工事中、工事完了後の段階を追って、わかりやすく対応がしっかりと取れるような形で説明すること。

【対話内容】

○ 水資源に関する具体的なモニタリング計画の内容を確認する。

【対話結果】(対話項目3(1) ⇒ 対話継続)

- 観測地点の代表性の考え方が示されておらず、今回示された観測地点が適切であるか現時点で判断することができない。(委員意見)
- また、監視体制及び理解しやすいデータの公表の手法について、今後も引き続き対話する。

第15回生物多様性部会専門部会での対話の内容

※赤字は本日説明する項目

1 沢の水生生物等への影響

沢の上流域の水生生物等の生息状況の調査について、JR東海の調査方針(調査の進め方や調査手法)を確認する。【対話項目1(2)】

2 回避・低減措置及び代償措置(樫島より上流の本流河川)

樫島より上流(本流河川)のトンネル掘削による流量減少に伴う、生物への影響や保全措置を検討するため、まずは、河川流量の予測方法を確認する。【対話項目3(2)】

3 大井川本流の水質の変化による底生生物等への影響

大井川本流に放流されるトンネル湧水の濁りについて、底生動物の無被害濁度を超えない安全な管理基準値の設定する。【対話項目5(1)、5(3)】

1 沢の水生生物等への影響

対話項目1(2) 沢の上流域の水生生物等の生息状況の調査や、その結果を踏まえた重要種の確定と指標種の選定

【対話項目の背景】

- トンネル掘削工事による影響の予測・評価とモニタリングには、沢の上流域における生物等の調査が必要であり、県からJR東海に対し、調査することを求めてきた。
- 第12回生物多様性専門部会(令和6年4月)において、JR東海からは、安全が確認できるところについては、対応していく旨の説明があった。
- 令和6年5月から9月にかけて、県が上流域の現地確認を行い、安全なアクセスルート(15沢)をJR東海に提供した。

【対話内容】

- 県からのアクセスルートの情報をもとにしたJR東海の調査方針(調査の進め方や調査手法)等を確認する。

【対話結果】(対話項目1(2)⇒ 対話継続)

- 県がアクセスルートの情報を提供した15の沢について、令和7年春季から夏季に現地踏査を実施し、具体的な調査計画を作成することを確認した。
- 令和7年秋季に調査を実施し、その結果及び委員の意見を踏まえ、重要種と指標種を決定することを確認した。

3 大井川本流の水質の変化による底生生物等への影響

対話項目5(1) 水の濁りについて、底生生物の無被害濁度を超えない、安全な管理基準値の設定

対話項目5(3) 底生生物等への影響の回避・低減措置と、その有効性の検証及び、仮に対応が不十分な場合の追加措置

【対話項目の背景】

- 国有識者会議において、委員から「底生動物の無被害濁度※をすぎると被害率が急激に上昇する」旨の知見が示されたが、この知見に基づく検討は十分に行われていなかった。

※無被害濁度(mg/L):早瀬20以下、平瀬10以下、湍6以下(紀ノ川の大滝ダムの事例)

- この知見に基づくと、JR東海が行った予測では、底生動物の無被害濁度を超える期間がある。

【対話内容】

- まずは、より一層の低減措置を実施し、底生動物の無被害濁度を超えない、安全な管理基準値(河川放流口)の設定を求める。

- 管理基準値を超過した場合を想定したリスク対策を定める。

【対話結果】

- 県専門部会委員から提案した砂濾過装置を追加し、水の濁りの管理基準値を放流口で「SS=6mg/L」とすることを確認した。 (対話項目5(1) ⇒ 対話完了)

- 管理基準値を超えるリスクを考慮し、今後、リスク管理における具体的な対応を検討することを確認した。 (対話項目5(3) ⇒ 対話継続)